

## 旭川市保健所運営協議会における協議事項

担当課 健康推進課

## 【協議事項】

「旭川市自殺対策推進計画」の策定について

## 【説明要旨】

現在、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づき、自殺総合対策大綱、北海道自殺対策行動計画及び本市の自殺の実態を踏まえ、平成31年度の施行を目指し、旭川市自殺対策推進計画を策定中です。

今後、具体的な事業、連携体制について検討するとともに、意見提出手続きの実施を予定しており、現時点での状況で皆様方の御意見を伺います。

## 1 経緯

平成18年に自殺対策基本法が制定され、国をあげて自殺対策が総合的に推進された結果、平成19年に3万3千人を超えていた自殺者数は平成28年には2万1千人に減少しました。しかしながら、人口10万人当たりの自殺による死亡率は、主要先進国の中でも高く、平成28年に自殺対策基本法が改正され、各都道府県、各自治体に自殺対策についての計画策定が義務づけられました。

## ◆本市の自殺の実態

自殺者数	120人（平成16年）		
	→ 66人（平成26年）	→	59人（平成28年）
自殺率（人口10万対）	33.7（平成16年）		
	→19.5（平成26年）	→	17.7（平成28年）

## 2 策定方法

## (1) 旭川市自殺対策計画庁内推進会議の新規設置及び開催

策定する計画内容についての協議及び施行後の総合的な推進を図るための組織として、庁内の自殺対策施策に深い関わりを持つ各課の課長職を構成員とする会議を設置。今年度は3回の開催を予定し、計画策定の各過程で協議を進めていきます。

## (2) 旭川市自殺対策ネットワーク会議開催

21の関係機関、団体等で構成する本会議では、主に地域における各事業の取組についての情報共有、連携体制について協議をいただき本計画に反映していくこととしています。

## (3) 意見提出手続き（パブリックコメント）

平成31年1～2月を予定しています。

## 3 旭川市自殺対策推進計画（骨子）

資料1別紙2を御参照願います。